

高知県専修学校運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県専修学校運営費等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）及び各種学校（同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、職業実践教育の推進、教育内容の充実並びに生徒の修学機会の確保を図り、専修学校及び各種学校の健全な発達及び経営の安定、地域経済に貢献する職業人材の育成に資するため、専修学校及び各種学校の設置者（以下「設置者」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象及び対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる設置者及び対象経費等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 別表第1に定める補助対象事業（以下「補助事業」という。）のうち「1 高等課程の運営費」の補助金の交付基準及び算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。

3 補助事業のうち「3 授業料の減免」の補助金の交付基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請が適当であり、補助事業者が県税の納税義務者である場合に県税の滞納がないと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該設置者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の不交付)

第5条 知事は、設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、当該設置者に対する補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反していると認められる場合
- (2) 経営状態が著しく不安定であり、かつ、学校運営に適正を欠き、補助効果が期待できないと認められる場合
- (3) 経理その他事務処理が著しく適正を欠き、補助事業の適正な遂行を期し難いと認められる場合
- (4) 役員間若しくは教職員間又は役員及び教職員の間において訴訟その他の紛争があり、補助事業の適正な執行を期し難いと認められる場合
- (5) 設置者が前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められる場合

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業経費の配分を変更しようとする場合は、別記第2号様式により速やかに知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、第4条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて別に付する条件

(事業計画書の提出)

第7条 補助事業のうち「1 高等課程の運営費」の補助金の交付を受けようとする設置者は、知事が別に定める事業計画書及び添付書類を知事が別に定める期日に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定等)

第8条 知事は、前条の規定により提出された事業計画書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を当該設置者に通知するものとする。

(補助金等交付申請書)

第9条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書(以下「申請書」という。)及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第10条 設置者は、規則第7条第1項の規定に基づき申請書を取り下げようとするときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書(以下この条において「報告書」という。)の様式は別記第3号様式によるものとする。

2 報告書の提出期限は、補助事業実施年度の翌年度の4月30日までとする。

3 設置者は、第6条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 設置者は、第6条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、規則第8条及び第15条に規定する場合のほか、設置者が第5条各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付を受けた設置者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた設置者は、学校教育の公共性を強く認識し、教育条件の充実向上に努めるとともに、合理的かつ適正な運営によって、保護者の教育費負担の軽減及び教育内容の向上に努めなければならない。

(グリーン購入)

第14条 設置者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針(平成13年3月26日作成)に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は設置者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附 則)

1 この要綱は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。なお、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号、第11条第4項、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成15年6月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成16年7月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年8月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要項は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年12月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第7条関係）

補助対象事業	補助金の交付先	補助対象経費	補助率
1 高等課程の運営費	高等課程を設置する専修学校の設置者（学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人をいう。）に限る。）	専修学校運営費等補助金の交付を受けようとする年度の事業活動収支計算書（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第4条第2号に規定する事業活動収支計算書をいう。）の事業活動支出のうち次に掲げる経費の合計額から、他の経常的経費に係る当該補助金以外の補助金の額に相当する額を減じて得た額 (1)人件費 (2)教育研究経費 (3)管理経費	定額
2 職業実践教育の推進	「職業実践専門課程」として文部科学省から認定を受け、県内就職率の向上や教育の質向上・改善に取り組んでいる学科を設置する専修学校の設置者	設置者が実施する次に掲げる経費（ただし、(1)については必須要件とし、他の運営費補助を受けている学科に係る経費を除き、職業実践専門課程の認定を受けた学科に係る経費に限る。） (1)県内就職率向上の取組や県内企業等との連携に係る経費 ①県内企業等と連携した教育課程の編成に係る経費（委員への報償費、旅費、会場使用料等） ②県内企業等と連携して行う実習、実技、実験又は演習に係る経費（講師への報償費、旅費、需用費、委託料等） (2)教育の質向上・改善に係る経費 ①企業等と連携した最新の実務や指導力向上のための教員研修経費（旅費、委託料、負担金等） ②企業の役員等を参画させて実施する学校関係者評価に係る経費（関係者への報償費、旅費、会場使用料等）	2分の1以内（1校当たり45万円を上限とする。）ただし、補助対象学科の前年度の県内就職率（基準日：4月末日）の平均が80パーセント以上の学校については、算定した補助額に10パーセント加算することができる。

3 授業料の 減免	専修学校及び各種学校の設置者（ただし、専門課程を設置する専修学校においては、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき一定の要件を満たすことの確認を受けた場合に限る。）	経済的理由により、学校が授業料を減免し、かつ、別表第3に定める交付基準に該当するもの	別表第3に定める補助率とする。
--------------	--	--	-----------------

備考 1 補助対象経費は、補助事業実施年度の4月1日から3月31日までの間に要した経費とする。

別表第2（第3条関係）

交付基準	算定方法		補助額
<p>学校規模の標準となる生徒数割と、学校の支出経費の大半を占める人件費に係る教員数割に重点を置き、また、総合的見地から学校割を加える。</p>	①生徒数割	<p>補助総額（21,160円に補助対象となる高等課程の生徒数（補助事業実施年度の5月1日現在の在學生徒数）を乗じた額。以下同じ。）の100分の50の額とし、生徒数の総数で除した額に各学校の生徒数を乗じて得た額。ただし、生徒数は、総収容定員内とする。総収容定員の算定に当たっては、募集停止があった場合は収容定員に含めないものとし、収容定員に変更があった場合は、学年の進行に従うものとする。</p>	<p>左記算定方法により算定した①から③までの合算額</p>
	②教員数割	<p>補助総額の100分の43の額とし、当該教員数（専任教員及び時間講師の数とし、専任教員については、補助事業実施年度の5月1日現在の数を、時間講師については、週18時間をもって1人と換算した数の70パーセント相当数を対象とする。以下同じ。）の総数で除して得た額に当該学校の教員数を乗じて得た額</p>	
	③学校割	<p>補助総額から生徒数割及び教員数割を除いた額とし、学校数で除して得た額</p>	

別表第3（第3条関係） 授業料減免の交付基準

授業料減免における補助対象及び補助額は、次のとおりとする。

（専修学校専門課程）

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費	補助率	申請に当たっての個別添付書類
1 生活保護世帯	保護者等（学資負担者）（以下「保護者等」という。）（注1）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であり、かつ本人が学校単位の相対評価で上位3分の1以内の成績の者であるとき。ただし、本人が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「法律」という。）による授業料等減免の対象者として認定を受けた者であるときを除く。	授業料（注3）の全額	2分の1以内。ただし、学校が減免をした額の2分の1以内を上限とする。	（1）生活保護世帯であることを証明する生活保護受給証明書 （2）本人が学校単位の相対評価で上位3分の1以内の成績の者であることを証明する書類
2 道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯	保護者等が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税の所得割のいずれも課せられない者であり、かつ、本人が学校単位の相対評価で上位3分の1以内の成績の者であるとき。ただし、本人が法律による授業料等減免の対象者として認定を受けた者であるときを除く。			道府県民税及び市町村民税の課税状況を明らかにすることができる次のいずれかの書類 （1）特別徴収税額通知書等 （2）課税（所得）証明書（保護者等が複数の場合は、それぞれの証明） （3）本人が学校単位の相対評価で上位3分の1以内の成績の者であることを証明する書類
3 その他の世帯	次のいずれにも該当する者であるとき。 （1）保護者等の1年間の総所得金額（注2）が、別紙3の収入基準額表以下の者	授業料（注3）の半額（ただし、法律による授業料減	2分の1以内。ただし、学校が減免をした額の2分の1以内を上	（1）保護者等の所得を明らかにすることができる次のいずれかの書類 ア 所得証明書 イ 課税証明書

	(2) 本人が法律による授業料等減免の対象者として認定を受けた者又は、本人が独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）等の奨学金を受給する者で学校単位の相対評価が上位3分の1以内の成績の者	免を受けた場合は授業料（注3）の半額から法律による授業料減免額を差し引いた額）	限とする。	ウ 特別徴収税額通知書等 (2) 法律による授業料等減免の認定を明らかにすることができる書類 (3) 奨学金の受給を明らかにすることができる書類 (4) 本人が学校単位の相対評価で上位3分の1以内の成績の者であることを証明する書類
4 家計急変世帯	保護者等が死亡、長期入院、解雇による失業等又は学生若しくは学資負担者が火災・風水害等による家屋等の半壊（半焼）以上の被災を受けた場合等の特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者（当該年度に発生した事情に限る。）であるとき。ただし、本人が法律による授業料等減免の対象者として認定を受けた者であるときを除く。	補助対象区分1又は2に該当する世帯については、授業料（注3）の全額 補助対象区分3に該当する世帯については、授業料（注3）の半額	2分の1以内。ただし、学校が減免をした額の2分の1以内を上限とする。 2分の1以内。ただし、学校が減免をした額の2分の1以内を上限とする。	家計急変を証明する書類その他次に掲げる書類で知事が必要と認めるもの (1) 給与証明書 (2) 特別徴収税額通知書 (3) 課税（所得）証明 (4) 事業廃止届 (5) 破産宣告書 (6) 解雇通知書 (7) 離職票（資格喪失確認通知書） (8) 雇用保険受給資格者証等 (9) (1)から(8)までのほか必要と認められる書類
<p>(注1) 保護者等（学資負担者）：保護者が複数の場合、それぞれの所得を証明する書類を提出してください。</p> <p>(注2) 給与所得者：総所得金額＝総収入金額－必要経費（別紙1）－特別控除（別紙2） 給与所得者以外の者：総所得金額＝課税所得証明書等の合計所得額－特別控除（別紙2）</p> <p>(注3) 年額 59 万円を上限とする。</p>				

(専修学校高等課程及び各種学校)

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費	補助率	申請にあたっての個別添付書類
平成 26 年 3 月 31 日以前から引き続き専修学校高等課程へ在学する生徒で高等学校等就学支援金加算世帯	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 124 号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 4 条第 3 項に規定する加算額が支給される者	高等学校等就学支援金加算額が支給される期間に対応する授業料の全額（支給される就学支援金を差し引いた額）	10 分の 10 以内。ただし、学校が減免をした額を上限とする。	—
平成 26 年 4 月 1 日以降に専修学校高等課程又は各種学校へ入学した生徒で高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。）受給世帯	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号。以下この表において「政令」という。）第 4 条第 2 項に規定する加算額が支給される者のうち、政令第 1 条第 2 項に定める保護者等の算定基準額（以下この表において「算定基準額」という。）が 51,300 円未満の者	高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。）が支給される期間に対応する授業料（県が別途認めた施設整備費等を含む。）（注 1）の額（支給される就学支援金（再就学支援金を含む。）を差し引いた額）	10 分の 10 以内。ただし、学校が減免をした額を上限とする。	—
	政令第 4 条第 2 項に規定する加算額が支給されない者のうち、算定基準額が 203,100 円未満の者	高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。）が支給される期間に対応する授業料（県が別途認めた施設整備費等を含む。）（注 2）の額（支給される就学支援金（再就学支援金を含む。）を差し引いた額）	10 分の 10 以内。ただし、学校が減免をした額を上限とする。	—

<p>専修学校高等課程又は各種学校（就学支援金の対象校に限る。）へ在学する生徒で家計急変世帯</p>	<p>保護者等が死亡、長期入院、解雇による失業等又は学生若しくは学資負担者が火災・風水害等による家屋等の半壊（半焼）以上の被災を受けた場合等の特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者（当該年度に発生した事情に限る。）</p>	<p>授業料（県が別途認めた施設整備費等を含む。）（注1）の全額（支給される就学支援金（再就学支援金を含む。）を差し引いた額）</p>	<p>10分の10以内。ただし、学校が減免をした額を上限とする。</p>	<p>家計急変を証明する書類その他次に掲げる書類で知事が必要と認めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 給与証明書 (2) 特別徴収税額通知書 (3) 課税（所得）証明 (4) 事業廃止届 (5) 破産宣告書 (6) 解雇通知書 (7) 離職票（資格喪失確認通知書） (8) 雇用保険受給資格者証等 (9) (1)から(8)までのほか必要と認められる書類
<p>(注1) 年額 432,000 円を上限とする。 (注2) 年額 216,000 円を上限とする。</p>				